

議案第 105 号

尾張農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により尾張農業共済事務組合の解散に伴う財産を全て一宮市に帰属させることについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 11 月 28 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、尾張農業共済事務組合の解散に伴い、財産を処分するため必要があるからである。

尾張農業共済事務組合の財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条の規定に基づき、尾張農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、下記のとおり定める。

記

尾張農業共済事務組合を解散することに伴い、同組合の財産をすべて一宮市に帰属させるものとする。

この協議書の成立を証するため本書１８通を作成し、組合市町の長が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 年 月 日

一 宮 市 長

瀬 戸 市 長

春 日 井 市 長

犬 山 市 長

江 南 市 長

小 牧 市 長

稲 沢 市 長

尾 張 旭 市 長

岩 倉 市 長

豊 明 市 長

日 進 市 長

清 須 市 長

北 名 古 屋 市 長

長 久 手 市 長

東 郷 町 長

谷 一 夫

増 岡 錦 也

伊 藤 太

田 中 志 典

堀 元

山下 史 守 朗

大 野 紀 明

水 野 義 則

片 岡 恵 一

石 川 英 明

萩 野 幸 三

加 藤 静 治

長 瀬 保

吉 田 一 平

川 瀬 雅 喜

豊 山 町 長

大 口 町 長

扶 桑 町 長

鈴 木 幸 育

鈴 木 雅 博

江 戸 満